

令和7年度入学生対象

別記様式2

副専攻プログラム説明書

開設学部（学科）名〔 法学部法学科 〕

プログラムの名称	(和文) ビジネス法務副専攻プログラム
	(英文) Business Law Program
1. 概要 ビジネス法務副専攻プログラムは、現代社会で企業が抱える基本的な諸問題を法的な視点から体系的に理解し、社会的問題に対する関心と一定の法的素養を身につけることを目指すものである。 本プログラムの履修科目は、法学部主専攻プログラムであるビジネス法務プログラムを構成する専門教育科目の共通科目（必修・選択必修科目）およびビジネス法務プログラムの基本科目から構成される。	
2. 到達目標 幅広い視野から社会的問題について考え、現代の企業が抱える基本的な諸問題を法的な視点から体系的に理解できることを到達目標とする。	
3. 登録時期 本プログラムの履修開始時期は、2年次以降とする。 プログラム登録時期については、履修開始前のみとする。	
4. 登録要件 既修得要件は特に定めないが、日本国憲法（教養教育科目、2単位）を修得していることが望ましい。	
5. 受入上限数 各年度において概ね10名以内とする。	
6. 授業科目及び授業内容 ※授業科目は、別紙の履修表を参照すること。 ※授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。	
7. 修了要件 履修表（別紙1）に示す授業科目のうち、各科目・履修区分における必修、選択必修科目の要修得単位数を含めて、合計24単位を修得すること。	
8. 責任体制 プログラムの計画、実施と評価については、プログラム担当教員会が担当する。	

9. 既修得単位等の認定単位数等

(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等

専門教育科目（共通科目）の中から10単位以内とする。

(2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

専門教育科目（共通科目）の中から10単位以内とする。

【副専攻プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した副専攻プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○副専攻プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

○ビジネス法務副専攻プログラムで開設される授業科目は、東千田キャンパスで開講されるため、履修者は東千田キャンパスで受講することとなる。

ビジネス法務副専攻プログラム 履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得 単位数	備考				
専門教育科目 (共通科目)	法学基礎	2	3セメ	必修	1 2					
	統治システム論	2	4セメ							
	民法総則 1	2	4セメ							
	民法総則 2	2	4セメ							
	基本的人権 1	2	3セメ							
	基本的人権 2	2	4セメ							
専門教育科目 (基本科目)	物権法 1	2	5セメ	選択必修	1 2					
	物権法 2	2	5セメ							
	債権総論 1	2	6セメ							
	債権総論 2	2	6セメ							
	契約法	2	5セメ							
	不法行為法	2	5セメ							
	親族法	2	5セメ							
	相続法	2	5セメ							
	会社法 1	2	5セメ							
	会社法 2	2	6セメ							
	商取引法	2	6セメ							
	労働法	2	5セメ							
	労働組合法	2	5セメ							
	民事訴訟法 1	2	5セメ							
	民事訴訟法 2	2	6セメ							
	民事執行・保全法	2	6セメ							
	倒産処理論	2	6セメ							
	国際私法	2	5セメ							
	国際取引法	2	6セメ							
	刑法総論	2	5セメ							
	国際政治経済学	2	5セメ							
	合 計						2 4			

(注1) 上記の専門教育科目(共通科目)とは、公共政策副専攻プログラムとビジネス法務副専攻プログラムの両方のプログラムで必修科目となっている6科目を指す。

(注2) 各年度の担当教員や時間割調整等の事情により、各科目の開講セメスターなどが変更される場合があるので、法学部学生支援室で確認すること。